



宮 崎 県 公 報

平成28年 6 月27日 (月曜日) 第 2806 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…………… (財政課) 1
- 民有林の保安林の指定 (2 件) …………… (自然環境課) 1
- 宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正

頁

する告示…………… (水産政策課) 2

○内水面第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更…………… (") 4

訓 令

○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令…………… (財政課) 5

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出 (8 件) …… (農村整備課) 5

○土地改良区の定款変更の認可…………… (") 9

告 示

宮崎県告示第 452号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示 (平成16年宮崎県告示第21号) の一部を次のように改正し、平成28年 7 月 1 日から適用する。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
宮崎県信用漁業協同組合連合会	[略]		宮崎県信用漁業協同組合連合会	[略]	
日南市漁業協同組合	同	同			
[略]			[略]		

宮崎県告示第 453号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字迫ノ字戸5424-イ (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 454号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町馮上字嶺山 10675 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

<p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>	<p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p>
--	--

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年6月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 455号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年宮崎県告示第 115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成28年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(借用証書)</p> <p>第8条 <u>漁協地区内申請者（第6条第6項の規定により知事に貸付申請書を提出した者及び漁協地区内申請者の住所地をその地区内に含む漁協が水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号に掲げる事業を行わない場合における当該漁協地区内申請者を除く。以下「特定借受申請者」という。）</u>は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書（別記様式第4号。以下「借用証書」という。）を經由漁協を經由して知事に提出しなければならない。この場合において、<u>当該特定借受申請者は、当該貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を經由漁協に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定借受申請者以外の借受申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書を信漁連を經由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該借受申請者は、貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を信漁連に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項後段又は前項後段に定める期限までに借用証書の提出がなかったときは、貸付決定を取り消すことがある。</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p style="text-align: center;">(貸付金の交付)</p> <p>第9条 知事は、前条第1項の規定により借用証書の提出があったときは、<u>經由漁協を經由して貸付金を当該借用証書を提出した借受申請者に交付するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成29年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(借用証書)</p> <p>第8条 <u>借受申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書（別記様式第4号。以下「借用証書」という。）を信漁連を經由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該借受申請者は、貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を信漁連に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項後段に定める期限までに借用証書の提出がなかったときは、貸付決定を取り消すことがある。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p style="text-align: center;">(貸付金の交付)</p> <p>第9条 知事は、前条第1項の規定により借用証書の提出があったときは、<u>信漁連を經由して貸付金を当該借用証書を提出した借受申請者に交付するものとする。</u></p>

2 知事は、前条第 2 項の規定により借用証書の提出があったときは、信漁連を経由して貸付金を当該借用証書を提出した借受申請者に交付するものとする。

3 [略]

(貸付金の償還)

第10条 [略]

2 知事は、前条第 1 項の規定により貸付金の交付を受けた者（以下「漁協経由借受者」という。）から当該貸付金に係る償還金、繰上償還金、期限前償還金又は違約金（以下「償還金等」という。）の徴収を行うときは、償還期日又は県の指定する支払期日の 2 週間前までに当該漁協経由借受者に対し経由漁協を納付場所とする納入通知書を送付し、かつ、その旨を經由漁協及び信漁連に通知するものとする。

3 知事は、前条第 2 項の規定により貸付金の交付を受けた者（以下「信漁連経由借受者」という。）から当該貸付金に係る償還金等の徴収を行うときは、償還期日又は県の指定する支払期日の 2 週間前までに当該信漁連経由借受者に信漁連を納付場所とする納入通知書を送付し、かつ、その旨を信漁連に通知するものとする

4 第 2 項又は前項の規定による納入通知書の送付を受けた漁協経由借受者又は信漁連経由借受者（以下これらを「借受者」という。）は、償還期日又は支払期日までに償還金等を第 2 項又は前項に定める納入場所で納入しなければならない。

(繰上償還)

第11条 漁協経由借受者は、繰上償還しようとするときは、沿岸漁業改善資金繰上償還届出書（別記様式第 5 号。以下「繰上償還届出書」という。）を經由漁協を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該漁協経由借受者は、繰上償還しようとする日の 20 日前までに經由漁協に繰上償還届出書を提出しなければならない。

2 信漁連経由借受者は、繰上償還しようとするときは、繰上償還届出書を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該信漁連経由借受者は、繰上償還しようとする日の 20 日前までに信漁連に繰上償還届出書を提出しなければならない。

(期限前償還)

第12条 [略]

2 知事は、期限前償還の決定を行ったときは、直ちに沿岸漁業改善資金期限前償還決定通知書（別記様式第 6 号。以下「期限前償還決定通知書」という。）により当該借受者に通知し、かつ、その旨を第 9 条第 1 項の貸付金に係るものにあっては經由漁協及び信漁連に、第 9 条第 2 項の貸付金に係るものにあっては信漁連に通知するものとする。

3 [略]

(支払猶予の決定)

第14条 [略]

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（別記様式第 8 号）により支払猶予申請者に通知し、かつ、その旨を經由行政機関、經由漁協及び信漁連に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による審査の結果、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を支払猶予申請者、經由行政機関、經由漁協及び信漁連に通知するものとする。

4 [略]

2 [略]

(貸付金の償還)

第10条 [略]

2 知事は、前条第 1 項の規定により貸付金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）から当該貸付金に係る償還金、繰上償還金、期限前償還金又は違約金（以下「償還金等」という。）の徴収を行うときは、償還期日又は県の指定する支払期日の 2 週間前までに当該借受者に対し信漁連を納入場所とする納入通知書を送付し、かつ、その旨を信漁連に通知するものとする。

3 前項の規定による納入通知書の送付を受けた借受者は、償還期日又は支払期日までに償還金等を前項に定める納入場所で納入しなければならない。

(繰上償還)

第11条 借受者は、繰上償還しようとするときは、沿岸漁業改善資金繰上償還届出書（別記様式第 5 号。以下「繰上償還届出書」という。）を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該借受者は、繰上償還しようとする日の 20 日前までに信漁連に繰上償還届出書を提出しなければならない。

(期限前償還)

第12条 [略]

2 知事は、期限前償還の決定を行ったときは、直ちに沿岸漁業改善資金期限前償還決定通知書（別記様式第 6 号。以下「期限前償還決定通知書」という。）により当該借受者に通知し、かつ、その旨を信漁連に通知するものとする。

3 [略]

(支払猶予の決定)

第14条 [略]

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（別記様式第 8 号）により支払猶予申請者に通知し、かつ、その旨を經由行政機関及び信漁連に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による審査の結果、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を支払猶予申請者、經由行政機関及び信漁連に通知するものとする。

4 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成28年7月1日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（以下「改正後の貸付規程」という。）第2条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第8条第1項又は第2項の規定により借用証書を經由漁協又は信漁連に提出した者は、改正後の貸付規程第8条第1項の規定により借用証書を信漁連に提出したものとみなす。

宮崎県告示第 456号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 129条第 3 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 漁業権者の名称及び住所、漁業権の免許番号並びに認可に係る変更の内容

別表のとおり

2 変更後の遊漁規則の施行の日

平成28年 6 月 9 日

別表

漁業権 免許番号	漁業権者		変更の内容																			
	住所	名称	遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額																		
内共第1 号	延岡市川島町 834 番地14	東海漁業協同組合	1 漁具・漁法の制限 竿釣 3本以内 筒づけ（うなぎ） 5本以内	1 遊漁料の額は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ （特別区を除く。）</td> <td>竿釣</td> <td>1日 2,500円 1年 5,000円</td> </tr> <tr> <td>うなぎ・こい・ふな・おいかわ</td> <td>竿釣、筒づけ、延縄</td> <td>1日 2,500円 1年 5,000円</td> </tr> <tr> <td>やまめ・こい・ふな・おいかわ</td> <td>竿釣</td> <td>1日 1,500円 1年 3,000円</td> </tr> <tr> <td>もくずがに</td> <td>かご （木監を含む。）</td> <td>1日 2,500円 1年 4,000円</td> </tr> <tr> <td>あゆ （特別区を含む。）</td> <td>竿釣</td> <td>1日 3,500円 1年 7,000円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ （特別区を除く。）	竿釣	1日 2,500円 1年 5,000円	うなぎ・こい・ふな・おいかわ	竿釣、筒づけ、延縄	1日 2,500円 1年 5,000円	やまめ・こい・ふな・おいかわ	竿釣	1日 1,500円 1年 3,000円	もくずがに	かご （木監を含む。）	1日 2,500円 1年 4,000円	あゆ （特別区を含む。）	竿釣	1日 3,500円 1年 7,000円
	魚種	漁具・漁法	遊漁料																			
あゆ （特別区を除く。）	竿釣	1日 2,500円 1年 5,000円																				
うなぎ・こい・ふな・おいかわ	竿釣、筒づけ、延縄	1日 2,500円 1年 5,000円																				
やまめ・こい・ふな・おいかわ	竿釣	1日 1,500円 1年 3,000円																				
もくずがに	かご （木監を含む。）	1日 2,500円 1年 4,000円																				
あゆ （特別区を含む。）	竿釣	1日 3,500円 1年 7,000円																				
延岡市北川町川内名7262番地	北川漁業協同組合	延縄（うなぎ） 針数30本以内 かご（もくずがに） 3個以内																				
延岡市北浦町三川内5602番地	北浦内水面漁業協同組合	2 禁止区域 (1) 延岡市北川町長井字新道第3トンネル東口より 135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線までの区域においては、10月1日から12月15日までの間、遊漁してはならない。 (2) 延岡市北川町川内名字岩ノ口宮原井ぜきより上流50m下流 200m以内の区域及び延岡市北川町川内名下赤北川発電所下赤調整ダムえん堤より上流50m下流 200m以内の区域において、遊漁してはならない。 (3) 延岡市北川町俵野の野大橋より下流の区域において、4月1日から9月30日までの間、全長25cmを超えるうなぎを遊漁してはならない。 (4) 延岡市北川町におけるしばぜき設置箇所より下流 100m以内の区域において、10月1日から12月10日までの間、遊漁してはならない。 (5) 延岡市北川町下赤におけるしばぜき設置箇所より上流 200m以内の区域において、10月1日から12月10日までの間、遊漁してはならない。 (6) (4)及び(5)のしばぜき設置箇所は、この組合に掲示して公表するものとする。	2 あゆの特別区は、北川町堀切から上流（県境まで）の区域で、解禁日から9月30日までの期間とする。なお、詳細な区域は、この組合に掲示して公表するものとする。また、当該特別区は、友釣り専用とする。ただし、当該特別区を対象とする放流を行わない場合は、特別区の設定を行わない。																			

3 再放流区域
 延岡市北川町上赤小原の舟渡橋より上流（県境まで）の区域において、3月1日から9月30日までの間、採捕したやまめの所持又は販売を行ってはならず、採捕した場所で再放流しなければならない。

訓 令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
 平成28年6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第9号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第22号（その2） [略] （裏） [略] 信用漁業協同組合連合会 漁業協同組合（一部を除く。詳しくは、各漁業協同組合にお問い合わせください。）	様式第22号（その2） [略] （裏） [略] 信用漁業協同組合連合会

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	石 川 正 盛	宮崎市村角町原口2649番地
理 事	福 田 光 行	宮崎市村角町安尊2069番地
理 事	猪 野 光 啓	宮崎市村角町中尊1915番地
理 事	倉 田 光 行	宮崎市村角町北原2248番地9

理 事	後 藤 正 昭	宮崎市村角町北原2244番地2
理 事	石 川 正 孝	宮崎市村角町原口2598番地16
理 事	安 井 正 典	宮崎市村角町阿波2532番地
理 事	大田原 寛 和	宮崎市村角町北原2240番地
監 事	小 川 利 也	宮崎市村角町北原2238番地1
監 事	佐 藤 安 幸	宮崎市村角町中尊1914番地3

（任期：平成30年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	石 川 正 盛	宮崎市村角町原口2649番地

理 事	福 田 光 行	宮崎市村角町安尊2069番地
理 事	倉 田 光 行	宮崎市村角町北原2248番地 9
理 事	小 川 宏 文	宮崎市村角町阿波2470番地 1
理 事	後 藤 正 昭	宮崎市村角町北原2244番地 2
理 事	石 川 正 孝	宮崎市村角町原口2598番地16
理 事	猪 野 光 啓	宮崎市村角町中尊1915番地
理 事	大田原 寛 和	宮崎市村角町北原2240番地
監 事	佐 藤 安 幸	宮崎市村角町中尊1914番地 3
監 事	三 浦 茂 樹	宮崎市村角町折口 356番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奥 野 安 美	宮崎市古城町後藤寺迫6397番地 1
理 事	貴 島 洋 一	宮崎市古城町時雨3699番地 2
理 事	奥 野 悟	宮崎市古城町古城6153番地
理 事	櫻 川 安 伸	宮崎市古城町桜町7344番地
理 事	長 友 光 弘	宮崎市北川内町坂谷4455番地 1
監 事	藤 本 春 仁	宮崎市北川内町坂谷4464番地
監 事	長 友 隆 志	宮崎市古城町柳町5082番地

(任期：平成30年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奥 野 安 美	宮崎市古城町後藤寺迫6397番地 1
理 事	鬼 塚 繕 行	宮崎市古城町山ノ城5698番地
理 事	串 間 寛	宮崎市古城町古城6217番地
理 事	長 友 美 利	宮崎市古城町持田4997番地

理 事	長 友 光 弘	宮崎市北川内町坂谷4455番地 1
監 事	奥 野 金 彦	宮崎市古城町古城6197番地
監 事	小八重 一 次	宮崎市北川内町垂水西ノ前6039番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 友 恵 子	宮崎市清武町船引6813番地
理 事	長 友 和 宏	宮崎市清武町船引7041番地

(任期：平成29年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 代 浩 一	宮崎市清武町船引1000番地 8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町鹿村野地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 崎 忠 治	宮崎市清武町船引4004番地 1
理 事	貴 島 美智雄	宮崎市田野町乙 13181番地 1
理 事	山 口 忠 男	宮崎市田野町乙 13154番地 1
理 事	岩 切 一 男	宮崎市清武町船引3990番地 1
理 事	野 崎 重 光	宮崎市清武町船引3744番地38
監 事	野 田 悦 男	宮崎市田野町乙8541番地
監 事	伊 賀 康 行	宮崎市田野町乙 13218番地 1

(任期：平成32年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 崎 忠 治	宮崎市清武町船引4004番地 1
理 事	貴 島 美智雄	宮崎市田野町乙 13181番地 1
理 事	山 口 忠 男	宮崎市田野町乙 13154番地 1
理 事	岩 切 正	宮崎市清武町船引4036番地
理 事	野 崎 重 光	宮崎市清武町船引3744番地38
監 事	野 田 悦 男	宮崎市田野町乙8541番地
監 事	伊 賀 康 行	宮崎市田野町乙 13218番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町北地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理 事	川 越 栄 二	宮崎市田野町乙9689番地
理 事	川 添 正 行	宮崎市田野町甲2077番地 1
理 事	金 松 文 雄	宮崎市田野町乙 10582番地15
理 事	安 藤 立 信	宮崎市田野町乙9684番地
監 事	永 牟 田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5
監 事	末 原 清 利	宮崎市田野町乙8534番地

（任期：平成31年 4月 8日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理 事	川 越 栄 二	宮崎市田野町乙9689番地
理 事	川 添 正 行	宮崎市田野町甲2077番地 1
理 事	金 松 文 雄	宮崎市田野町乙 10582番地15

理 事	仕 垣 次 雄	宮崎市田野町乙 10130番地 2
監 事	永 牟 田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5
監 事	末 原 清 利	宮崎市田野町乙8534番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町村内地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	湯 地 英 徳	宮崎市田野町甲9889番地
理 事	石 黒 長 男	宮崎市田野町甲9899番地 2
理 事	石 黒 文 男	宮崎市田野町甲8272番地
理 事	曾 地 久 義	宮崎市田野町甲8241番地 1
理 事	野 崎 和 男	宮崎市田野町乙 12719番地
理 事	新 坂 光 治	宮崎市田野町甲2017番地
理 事	宮 原 伸 洋	宮崎市田野町甲 10754番地
理 事	河 野 一 郎	宮崎市田野町甲3802番地
理 事	松 山 充 徳	宮崎市田野町甲 10840番地28
理 事	日 高 敏 雄	宮崎市田野町甲9905番地イ号
監 事	井 手 上 幸 博	宮崎市田野町甲 10824番地 4
監 事	森 國 俊	宮崎市田野町甲9902番地 1

（任期：平成32年 3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	湯 地 英 徳	宮崎市田野町甲9889番地
理 事	石 黒 長 男	宮崎市田野町甲9899番地 2
理 事	石 黒 文 男	宮崎市田野町甲8272番地
理 事	曾 地 久 義	宮崎市田野町甲8241番地 1

理 事	野 崎 和 男	宮崎市田野町乙 12719番地
理 事	新 坂 光 治	宮崎市田野町甲2017番地
理 事	宮 原 伸 洋	宮崎市田野町甲 10754番地
理 事	河 野 一 郎	宮崎市田野町甲3802番地
理 事	松 山 充 徳	宮崎市田野町甲 10840番地28
理 事	日 高 敏 雄	宮崎市田野町甲9905番地イ号
監 事	井手上 幸 博	宮崎市田野町甲 10824番地 4
監 事	森 國 俊	宮崎市田野町甲9902番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、木森井堰土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	河 野 賢 一	国富町大字嵐田2320番地 2
理 事	兒 玉 敏 美	国富町大字田尻 529番地
理 事	宇留島 兼 光	国富町大字森永2466番地 1
理 事	福 永 貞 治	綾町大字入野2823番地
理 事	轟 田 裕 一	国富町大字田尻 609番地
理 事	稲 沢 忠 次	国富町大字森永1610番地 1
理 事	柚木崎 了	国富町大字竹田 203番地 4
理 事	田 中 敏 永	国富町大字向高 691番地 3
理 事	日 高 久 吉	国富町大字嵐田1593番地
監 事	内 村 守	国富町大字田尻1818番地
監 事	日 高 一 聡	国富町大字嵐田 817番地 1
監 事	落 合 明	国富町大字森永1183番地

(任期：平成31年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	河 野 賢 一	国富町大字嵐田2320番地 2
理 事	兒 玉 敏 美	国富町大字田尻 529番地
理 事	宇留島 兼 光	国富町大字森永2466番地 1
理 事	福 永 貞 治	綾町大字入野2823番地
理 事	川 越 文 男	国富町大字田尻 613番地 1
理 事	稲 沢 忠 次	国富町大字森永1610番地 1
理 事	柚木崎 了	国富町大字竹田 203番地 4
理 事	田 中 敏 永	国富町大字向高 691番地 3
理 事	湯 地 由 郎	国富町大字嵐田1900番地
監 事	内 村 守	国富町大字田尻1818番地
監 事	日 高 一 聡	国富町大字嵐田 817番地 1
監 事	落 合 明	国富町大字森永1183番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 隆 司	国富町大字本庄4435番地
理 事	白 坂 幸 三	国富町大字本庄4192番地
理 事	片 岡 幸 利	国富町大字本庄2093番地
理 事	長 友 和 昭	国富町大字本庄2736番地 2
理 事	巢 山 利 美	国富町大字本庄2743番地 5
理 事	吉 野 年 男	国富町大字宮玉丸 247番地
理 事	川 越 章 民	国富町大字本庄4017番地
理 事	岩 切 宏 樹	国富町大字本庄4267番地
理 事	大 山 憲一朗	国富町大字本庄5007番地 1

監 事	岩 切 徳 充	国富町大字本庄1735番地41
監 事	福 嶋 昭 嗣	国富町大字本庄4152番地

(任期：平成30年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷 口 太	国富町大字嵐田2579番地15
理 事	長 友 豊	国富町大字本庄2632番地 1
理 事	長 友 稔	国富町大字本庄2699番地 1
理 事	柳 原 六津男	国富町大字本庄2549番地
理 事	大 山 憲一朗	国富町大字本庄5007番地 1
理 事	田 中 重 弘	国富町大字本庄5107番地
理 事	長 嶺 博	国富町大字宮王丸 264番地
理 事	北 城 直 樹	綾町大字北保2365番地 1
理 事	岩 切 宏 樹	国富町大字本庄4267番地
監 事	川 越 章 民	国富町大字本庄4017番地
監 事	池 田 早 人	国富町大字宮王丸 284番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）から平成28年 5 月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年 6 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--